

白石町ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載要綱

平成30年2月1日

白石町教育委員会訓令第2号

(目的)

第1条 この要綱は、ゆうあい図書館（以下「図書館」という。）が所管する雑誌新刊用カバーに民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定め、その広告媒体としての活用を促進することにより町の財源を確保し図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の性質)

第2条 掲載する広告は、図書館の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 社会問題についての主義・主張
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたもの

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、更新は妨げない。

2 この期間において新たに申し込みがあった場合は、広告主として決定した日の属する翌月の1日から当該年度の3月31日までとする。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 掲載する広告の規格及び掲載料は、別に定める。

2 広告主は、前項に定める広告の掲載料を町長が定める期日までに納入しなければならない。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、原則として公募の方法により行うものとする。

(広告掲載の手続等)

第6条 広告掲載を希望する者は、ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に申し込まなければならない。ただし、広告掲載申込者に町税等の滞納がある場合は、申込みを受理しない。

2 掲載する広告を決定する場合の優先順位は前項の申込書の受付順とする。ただし、既存の広告主が広告の掲載更新を希望する場合は、既存の広告主を優先とする。

(審査委員会)

第7条 雑誌新刊用カバーに掲載する広告内容等を審査するため、白石町雑誌広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第2条の規定に基づき広告掲載の可否を審査するものとする。

3 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 生涯学習課長
- (2) 総務課長
- (3) 企画財政課長

(会議)

第8条 委員会の会議は、申込書を受理した日から10日以内に生涯学習課長の招集により開催する。

2 会議は、生涯学習課長を議長とし、議事については全員一致により決する。

3 会議において、議長が必要と認める場合は、関係課や外部の専門家に対し、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 委員会は、会議の結果を町長に報告するものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第9条 町長は、前条第4項の報告を受けて広告掲載の可否を決定し、その結果をゆうあい図書館雑誌有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、申込者に申込書の修正を求めることができる。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うものとする。

2 広告に関する原稿等の作成経費は、全て広告主の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 広告主は、決定を受けた広告の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載決定の取り消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主から提出された原稿等が、第2条の規定に違反するとき。
- (3) 広告掲載申込者が、虚偽の申請をしていたとき。
- (4) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しを行なう場合は、ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなくなったときは、速やかに広告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。

(掲載取り下げの届出)

第14条 広告主の都合により広告掲載を取り下げる場合は、広告主は速やかにゆうあい図書館雑誌有料広告掲載取下届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。